

入 札 情 報

R8.10.1～適用

1 入札に付する事項

- (1) 工事名
令和7年度 一般県道油谷港線外 単独舗装補修（県道）工事 第1工区
- (2) 工事場所
長門市油谷向津具上外 地内
- (3) その他
本工事は、週休2日工事（現場閉所型）の指定工事である。
本工事は、ICT活用工事（受注者希望型）の対象工事である。
本工事は、建設キャリアアップシステム活用工事（受注者希望型）の対象工事である。

この入札情報に定めのない事項については、入札条件及び指示事項又は設計図書のほか、各入札制度要領等に定めるところによる。

2 入札の方法

この入札は、次に掲げる方法により実施する。

入 札 の 方 法	
入札書の提出方法	電子入札
工事費内訳書	提出を要する
入札保証金	免除する
入札の実施回数	3回まで
入札の中止	次に掲げる場合のほか、発注者が必要と判断した場合は、入札の執行を中止する。 ア 談合等不正な行為が行われた事実があると認められる場合 イ 1回目の入札書を提出した者が1者である場合
低価格入札対策	最低制限価格制度を適用 土木系工事（土木等一般工事）
先抜け方式	適用する （落札決定の順序） 1 令和8年度 一般県道長門三隅線 単独舗装補修（公適債）工事 第2工区 2 令和7年度 一般県道油谷港線外 単独舗装補修（県道）工事 第1工区

3 契約条項を示す場所

長門土木建築事務所 総務課
（所在地）長門市東深川1875番地1
（Tel）0837-22-2920
（Fax）0837-22-2678
（E-mail）a18113_keiyaku@pref.yamaguchi.lg.jp

4 入札に係る手続期間等

この入札は、次に掲げる日程により実施する。

手続の種類	日時、期間又は提出期限	備 考
設計図書の縦覧及び配布期間	令和8年10月15日から 令和8年11月4日まで	山口県入札情報サービスに掲載するので、該当のページからダウンロードすること。
質問（1回目）の受付期間	令和8年10月16日から 令和8年10月19日の16:30まで	質問する場合は、3に掲げる場所へ質問書をメール送信（ファイル添付）により提出し、電話等により受信確認を行うこと。また、当面の間、持参、FAX送信又は郵送による提出も可とし、郵送による場合は受付期間内の必着、かつ配達記録が残る方法とすること。 質問書の様式は、下記ページからダウンロードすること。 https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a18000/shinsei/youshiki.html また、回答は山口県入札情報サービスに掲載するので、該当のページからダウンロードすること。
質問（1回目）に対する回答の掲示期間	令和8年10月21日の9:00から 令和8年11月4日まで	
質問（2回目）の受付期間	令和8年10月21日の9:00から 令和8年10月22日の16:30まで	
質問（2回目）に対する回答の掲示期間	令和8年10月26日の9:00から 令和8年11月4日まで	
入札書の提出受付期間	令和8年10月27日の9:00から 令和8年10月29日の16:30まで	山口県電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札参加承認を受けた者にとっては、左に掲げる期間に3に掲げる場所へ持参して提出すること。
工事費内訳書の提出受付期間	提出を要する場合は 入札書の受付期間と同期間	
入札の執行（開札）日時	令和8年11月5日 9:00	（入札会場） 長門市東深川1875番地1 長門土木建築事務所 入札室兼会議室

建設工事等における積算内容確認依頼書の受付期間	積算内容確認の実施等のために落札決定が保留された日から起算して3日以内（休日等を除く。）	入札条件及び指示事項を参照すること。
低入札価格調査に係る資料の提出	調査を行う旨の連絡をした日の翌日から起算して3日以内（休日等を除く。）	入札条件及び指示事項を参照すること。 なお、この入札に最低制限価格が適用される場合は、本項は適用しない。

5 契約の方法等

(1) 契約書作成の可否

作成を要する。

（使用する契約約款：山口県建設工事請負契約約款（単年用））

※電子契約選択の可否 → 電子契約選択可能

(2) 意匠の実施の承諾等に係る特約条項の可否

追加条項を要しない

(3) 議会議決の可否

議決は要しない

(4) 契約保証金

契約金額の100分の10以上（「山口県入札価格調査実施要領」に規定する調査基準価格を下回った入札者を落札者として契約を締結する場合にあっては、契約額の100分の30以上）の契約保証金を納付すること。ただし、国債（利付国債であり無券面化していないものに限る。）の提供又は金融機関若しくは公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、工事履行保証契約（定額填補型に限る。）又は県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

(5) 契約不適合責任期間

使用する契約約款の定めるところによる。

(6) 債務負担行為の年度別支払割合

本工事に債務負担行為が設定されている場合、各会計年度における出来高予定額及び支払限度額は、契約金額に次表に掲げる割合を乗じた金額とする。ただし、契約締結の際に端数等の調整を行う場合がある。

支払年度	出来高予定割合	支払予定割合

(7) 建設リサイクル法の適用

本工事は（本業務は）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事（業務）である。

(8) 中間検査の実施

実施しない。

回数	工種	実施段階	検査実施日

6 その他

この入札に関して不明な点がある場合は、4の備考欄に掲げる方法により質問すること。ただし、軽微な質問については、3に掲げる場所へ問い合わせること。

7 配置技術者（主任技術者又は監理技術者）

次の条件を満たす主任技術者又は監理技術者を、本工事に配置できること。

(1) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第26条第3項の規定に該当する場合は、当該技術者を専任で配置すること。なお、法第26条第3項第1号の規定の適用を受ける主任技術者又は監理技術者（専任特例1号の主任技術者又は監理技術者）を配置する場合は、入札条件及び指示事項によること。また、法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者（専任特例2号の監理技術者）の配置は、別途定める条件に適合した場合に認める。詳細については、入札条件及び指示事項によること。

(2) この入札に参加しようとする者との間に、直接的かつ恒常的な雇用関係があること。ただし、本工事に専任で配置する必要がある場合は、この入札に参加しようとする者との間に、入札の執行日（開札）以前に3箇月以上の雇用関係があること。

(3) 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ、監理技術者講習を受講している者であること。